

入院時食事療養費（Ⅰ）【一般病棟】

当院は、健康保険法第63条第2項第2号イおよび高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第2号イに掲げる療養（入院時食事療養（Ⅰ））の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については18時以降）、適温で提供しています。

食事の提供時間について

朝：7：30 昼：12：00 夕：18：00

食事に係る標準負担額（1食あたり）

一般	：	{	550円	（指定難病患者、小児特定疾病児童など）
			330円	
低所得Ⅱ	：		270円	（過去1年間の入院期間が90日超は、220円）
低所得Ⅰ	：		130円	

2026年6月1日